

平成 28 年度第 1 回バルク関係基準分科会  
平成 28 年度第 1 回バルク関係基準解釈専門分科会  
(合同開催)  
議事録

I 日時： 平成 28 年 4 月 22 日 (金) 14:00~16:00

II 場所： 高圧ガス保安協会 第 4 会議室

III 出席者 (敬称略、順不同)

主査 : 澤

委員 : 三宮、野口、佐野 (間宮委員代理)、須澤 (熊井委員代理)

オブザーバー: 飯田 (日本 LP ガス団体協議会)、安達 (日本 LP ガス団体協議会)、山崎  
(アストモスエネルギー (株))

KHK : 北出、高橋、原、柴野

IV 配付資料

資料 1-1 バルク関係基準分科会 委員名簿

資料 1-2 バルク関係基準解釈専門分科会 委員名簿

資料 2 平成 26 年度第 2 回バルク関係基準分科会議事録 (案)

資料 3 バルク貯槽の告示検査等に関する基準 (KHKS0745) に規定する検査実施者要件等に関する解釈について

資料 4 バルク貯槽の告示検査等に関する基準 (KHKS0745) に規定する検査実施者要件等に関する解釈についての質問に対する回答 (案)

資料 5 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の改正について

資料 6-1 バルク貯槽の告示検査等に関する基準 (KHKS0745) (2015) 改正案新旧対照表

資料 6-2 バルク貯槽の告示検査等に関する基準 (KHKS0745) (2015) 改正案

資料 7-1 附属機器等の告示検査に関する基準 (KHKS0746) (2015) 改正案新旧対照表

資料 7-2 附属機器等の告示検査に関する基準 (KHKS0746) (2015) 改正案

資料 8-1 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準 (KHKS0841) (2015) 改正案新旧対照表

資料 8-2 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準 (KHKS0841) (2015) 改正案

別添 1 密閉型磁粉探傷試験について

別添 2 消防危第 37 号 危険物規制事務に関する執務資料の送付について  
(平成 28 年 3 月 1 日)

参考 空圧式緊急遮断弁 (図面)

## V 議事概要

### 1 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

### 2 定足数の報告

事務局より、本日の出席委員が5名であることを報告し、規格委員会規程第14条第1項に定める定足数（4名）を満足していることの報告があった。

### 3 前回議事録（案）の承認

資料2「平成26年度第2回バルク関係基準分科会議事録（案）」に基づき事務局から説明を行った後、当該議事録（案）の採決を実施したところ、出席委員（5名）の過半数（3名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

### 4 「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）（2015）の解釈」について、事務局より、資料3「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）に規定する検査実施者要件等に関する解釈について」の説明を行い、日本LPガス団体協議会が実施するバルク貯槽告示検査技能講習会の具体的な実施内容及び実施方法について同協議会の飯田様より説明があった。事務局より、資料4「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）に規定する検査実施者要件等に関する解釈についての質問に対する回答（案）」に基づき説明を行い、以下の意見交換等があった。

- ・「講師の条件」について、「化学に関する課程を修めて卒業した者」に限定しているが、「液化石油ガス設備士講習規程を定めた件」で規定されているとおり、「理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者」としてはどうか。  
→ご指摘のとおり修正する。
- ・「講師の条件」について、「バルク貯槽の告示検査等の作業に関する3年以上の経験を有する者」は講習会の開催時には存在しないのではないか。  
→現状では当該条件に該当する者は存在しないと考えており、今後を考慮した項目である。
- ・受講者の資格要件として「丙種化学以上」と表記されているものは、講師の条件と同様と考えてよいか。  
→そのとおり。
- ・講習会はどのくらいの規模を想定しているのか  
→今年は東京、大阪での開催を予定しており、各100人程度の参加を見込んでいる。今後、要望があれば規模を拡大していく。

以上の意見交換等の後、規格委員会規程第22条第1項に基づき、書面投票を4月25日から5月10日までの期間（16日間）実施することについて採決を実施したところ、出席委員（5名）全員の賛成（満場一致）により可決された。

- 5 「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）（2015）改正案」  
「附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS0746）（2015）改正案」  
「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（2015）改正案」について、事務局より説明を行い、以下の意見交換等があった。

- ・ 基準本文中で用いられていない略称が用いられている部分については、基準本文に基づき正式名称を用いるべきではないか。  
→ご指摘のとおり修正する。
- ・ 緊急遮断装置の性能検査に係る合格基準について、「空気式及び窒素式のものにあつては」とその方式を限定しているが、二酸化炭素等の危険性がないガスを使用しうる規定としてはどうか。  
→バルブメーカーに確認し、現在製造されている空気式及び窒素式の緊急遮断装置を対象とした。
- ・ 緊急遮断装置の性能検査に係る合格基準について、「空気式及び窒素式のものにあつては」という表記があるが、「及び」なのか「又は」なのか表記の確認をおきたい。  
→高圧ガス保安法に関連した基準において実績等がある表現としている。
- ・ 資料 8 - 1 「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（2015）改正案新旧対照表」について、「1000 kg 未満」を「300 kg 未満」と読み替える該当箇所は 2.2.4.1a)、2.2.4.1a)3)の 2 箇所ということでよいか。  
→そのとおり。

以上の意見交換等の後、「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）（2015）改正案」、「附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS0746）（2015）改正案」及び「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（2015）改正案」について、規格委員会規程第 21 条第 1 項に基づき、挙手による採決を実施したところ、出席委員（5 名）の過半数（3 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

以上